

事 案	非医師開設の医療機関における法人代表者の変更された場合
根拠法令	なし
提出期限	変更後、速やかに
提出窓口	管轄保健所
添付書類	<p>1 理事会の議事録等、法人代表者を変更した事実を証明できる書類（下記に例示の書類のいずれか、もしくは複数） (例示) 理事会の議事録（開設者において原本証明したもの） 定款又は寄附行為（開設者において原本証明したもの） 全部事項証明書（法務局発行） その他</p> <p>2 新しい法人代表者の医師免許証・歯科医師免許証の写し（ただし、法人が医療法人の場合に限る。保健所で原本照合済み）</p>
提出部数	1部
手数料	なし

様式の審査要領	
「届出者」欄	1 主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職・氏名が記載されていること。
1 病院名	<p>1 現に開設している病院の名称が記載されていること。</p> <p>2 法人にあっては、定款等に記載されている名称と一致していること。</p>
2 開設の場所	1 地番まで正確に記載されていること。
3 変更理由	1 変更理由が具体的に記載されていること。
4 法人代表者	1 新旧代表者の職・氏名が記載されていること。
5 新代表（理事長）について	1 新代表者が有している資格について、該当する項目が、正しく選択されていること。 （「医師」、「歯科医師」もしくは「大阪府知事の認可を受けている」のいずれか）
その他	<p>法第46条の3 医療法人（次項に規定する医療法人を除く。）の理事のうち1人は、理事長とし、定款又は寄附行為の定めるところにより、医師又は歯科医師である理事のうちから選出する。ただし、都道府県知事の認可を受けた場合は、医師又は歯科医師でない理事のうちから選出することができる。</p> <p>2 前条第1項ただし書の規定に基づく都道府県知事の認可を受けて一人の理事を置く医療法人にあっては、この章（次条第2項を除く。）の規定の適用については、当該理事を理事長とみなす。</p>